一 般 競 争 入 札 実 施 要 領

今回の一般競争入札は、市があらかじめ定めた最低売却価格以上で、最も高い価格を入札した者に売却するものである。本入札において、関係法令及び平川市財務規則で定めるもののほか、この実施要領によるものとする。

1　売却物件

	物　件　名	型式
①	残　骨　灰	対　　象　：令和７年４月７日から令和８年９月３０日までに発生した全ての残骨灰 引 渡 数 量　：８８２体（１２歳以上の死体） 物件の所在地　：平川市新屋町田川２０４番地１ 平川市碇ヶ関白沢２４１番地 最低売却価格　：２，１９２，６５２円（消費税及び地方消費税含む） 履 行 期 間　：令和９年３月３１日まで

※その他詳細については売却物件資料による。

2　入札参加者の資格及び入札の参加

（１）入札参加資格

入札参加資格を有する者は、下記の条件をすべて満たす個人又は法人とする。

①地方自治法第２３８条の３に該当しない者

②地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者

③平川市財務規則第１４６条に該当しない者

④平川市暴力団排除措置要綱第２項第８号に該当しない者

⑤市町村税等の滞納がない者

（２）入札の参加

入札の参加にあたっては、「入札心得書」をよく読み、「３入札参加申込及び売却物件資料等縦覧期間」に記載のとおり、期日までに申し込みしたうえで参加することができる。

3　入札参加申込及び売却物件資料等縦覧期間

（１）入札参加申込期間

申込期間　令和８年１１月２日（月）から 令和８年１１月２６日（木）
午前８時１５分から午後５時まで ※土、日、祝日除く

申込場所　市役所本庁舎３階「財政課」（平川市柏木町藤山２５番地６）

（２）申し込みに必要な書類

ア　入札参加申込書（様式１）

イ　身分証明書（個人の場合のみ、写し可）

ウ　印鑑登録証明書（写し可）

エ　国税の納税証明書（その３の２、その３の３は証明書の種類）（本社のもの、写し可）

(ｱ)個人の場合：「その３の２」の「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

(ｲ)法人の場合：「その３の３」の「法人税」、「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない

ことの証明

オ　県税の納税証明書（本社のもの、写し可）

カ　市町村税の納税証明書（本社のもの、写し可）

キ　委任状（代理人が入札する場合）

※イからカまでの証明書類は、発行後３箇月以内のものに限る。

※申込時に入札書（様式３）、入札用封筒、入札保証金納入書、入札保証金還付請求書（様式４）の交付を受けることができる。

（３）入札保証金の納付

①入札に参加する者は、入札保証金（契約金額の１００分の５以上の額）を令和８年１１月２６日（木）の午後５時までに現金で納付するものとする。なお、端数が出る場合は切り上げるものとする。

※平川市指定の口座に振り込みを希望する場合は、事前に財政課管財係へ連絡すること。

②入札保証金に利息は付さない。

③納付された入札保証金は請求日から起算して３０日以内に指定の銀行口座へ振り込みにより返還する。入札参加者は、入札終了後に財政課管財係へ入札保証金還付請求書（様式４）を提出すること。

④落札者は入札保証金の一部又は全部を契約保証金に充当することができる。この場合、落札者は入札保証金充当依頼書（様式５）を財政課管財係へ提出すること。

⑤落札者が契約の締結に応じない場合は、納付した入札保証金は平川市に帰属するものとする。

（４）売却物件資料等縦覧期間

縦覧期間　令和８年１１月２日（月）から 令和８年１１月２６日（木）まで

縦覧場所　市ホームページ（電子縦覧）

及び市役所本庁舎３階「財政課」（午前８時１５分から午後５時まで）

（５）質問及び回答

募集に関しての質問及び回答は、次により行います。

ア　提 出 先　平川市役所本庁舎３階２０番窓口　財政課管財係

イ　質問期限　令和８年１１月１３日（金）正午まで

ウ　提出方法　質問は、質疑応答書（様式２）により行い、上記提出後に持参、メール又はFAX で提出してください。（※メール又は FAX した場合は必ず電話で確認してください。）

エ　回答期限　令和８年１１月１８日（水）午後５時まで

オ　回答方法　上記回答期限までに平川市ホームページに掲載する。

４　入開札及び落札者の決定

（１） 入開札の日時及び会場

日時　令和８年１１月２７日（金）午前１０時から

会場　平川市役所４階「大会議室１」

※入札参加者は定刻までに入札会場に入室すること。定刻までに入室しなかった場合は、入札に参加することができないため、十分注意すること

（２）入札方法

①入札書には、入札金額、入札者の住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、その他所定の事項を記入のうえ、印鑑登録している印鑑を押印すること。ただし、委任状を提出する場合はこの限りではない。

②入札金額はアラビア数字を用いて記入するものとし、消費税及び地方消費税を含む金額を記入すること。

③入札書は封筒に入れ、貼り合わせ箇所２箇所以上に封印をすること。入札書封筒には、件名、住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入する

こと。
④入札書はその理由の如何を問わず、書き換え、引換え又は撤回をすることができない。
⑤入札回数は１回とする。
（３）入札の無効
①「２入札参加者の資格及び入札の参加」の条件を満たさない者による入札。
②入札書に重要な事項の記載がない又は押印がないとき。
③入札書に記載された金額、氏名若しくは印影が確認しがたいとき又は重要な事項の誤脱若しくは金額等訂正がある場合。
④同一の入札において、二以上の入札をした者。
⑤入札保証金を納付しない又は入札保証金の納付額に不足が生じた場合。
⑥入札金額等を容易に訂正可能な筆記用具を用いて記入した場合。
⑦そのほか入札条件に違反した場合。
（４）落札者の決定
①最低売却価格以上の入札金額かつ最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
②落札とすべき同価の入札をした者が２者以上いるときは、当該入札者によるくじ引きにて決定するものとする。
（５）入札の中止又は延期
不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、若しくは入札参加者がいないとき、又は入札の実施が困難となる特別な事情が発生した場合は、入札を中止又は延期することがある。

6　契約の締結及び売買代金の支払い
（１）落札者は、落札決定の日から７日以内に契約を締結するものとする。（様式７）
（２）落札者は、契約を締結する前までに契約保証金（契約金額の１０分の１以上の額）を市が発行する納入通知書により、市役所２階会計課窓口又は指定の金融機関で納付するものとする。
（３）契約に要する一切の費用は落札者の負担とする。
（４）落札者は、売買代金を契約締結の日から３０日以内に市が発行する納入通知書により、市役所２階会計課窓口又は指定の金融機関で納付するものとする。
（５）落札者は、契約保証金の一部又は全部を売買代金に充当することができる。この場合、落札者は契約保証金充当依頼書（様式６）を財政課管財係へ提出するものとする。
（６）期日までに売買代金の支払いがされなかった場合は契約を解除し、違約金を請求するものとする。

7　物件の引き渡し
（１）入札物件の落札者への引渡しは、代金の納付後に引渡すものとする。
（２）引渡場所は平川市やすらぎ聖苑及び平川市碇ヶ関斎場とし、落札者の責任において物件の搬送を行うものとする。
（３）引渡時は指定の残骨灰収容容器を提供すること。物件は既に使用されている収容容器と交換することにより引渡すものとする。
（４）物件引渡物の品質について、市に対し申し立てを行うことはできない。
（５）落札者は物件引渡後も、礼節をもって適切に取り扱うこと。

8　売買契約に係る特約事項
（１）落札者は、売却物件を契約締結の日から１０年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。また、これらの用に供させることを知りながら、第三者に所有権を移転し、又は第三者に貸すことをしてはならない。
（２）市は上記（１）の状況を把握し、違反を未然に防止するため、必要があると認めるときは、実地調査の実施、又は落札者の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。落

札者は、正当な理由なく実地調査又は報告若しくは資料の提出を拒むことはできないものとする。

（様式１）

入 札 参 加 申 込 書

令和　　年　　月　　日

平川市長　殿

残骨灰の一般競争入札に参加したいので関係書類を添えて申し込みします。
本申込書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

１　申込者

（個人）　〒＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾌﾘｶﾞﾅ
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

（法人）　〒＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾌﾘｶﾞﾅ
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾌﾘｶﾞﾅ
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ﾌﾘｶﾞﾅ
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿実印

２　添付書類

①身分証明書（個人のみ）
②印鑑登録証明書
③納税証明書
④委任状（代理人が入札に参加する場合）

（様式２）

質　疑　応　答　書

令和　　年　　月　　日

平川市長　工藤　貴弘　殿

住　　所
商号又は名称
電 話 番 号
ＦＡＸ番号
担当者氏名

１　物 件 名　残 骨 灰

２　質疑事項

質　疑 番　号	質　　疑　　事　　項	回　　答

※ 注１）質問は、持参、郵送又はＦＡＸで提出すること。
　 注２）ＦＡＸの場合はＦＡＸしたことを必ず電話で連絡すること。

（様式３）

平川市長　工藤　貴弘　殿

住　　所
氏　　名　　㊞
商号又は名称
代表者氏名　　㊞

代理人　住　　所
氏　　名　　㊞

入　　札　　書

（物件名：残骨灰）

十	億	千	百	十	万	千	百	十	壱

入札金額　　円也

※上記入札額には、消費税及び地方消費税の額を含む。

（様式４）

入札保証金還付請求書

金　　円也

残骨灰に係る上記入札保証金を下記の口座へ振り込むよう請求します。

令和　　年　　月　　日

平川市長　工 藤　貴 弘　殿

住　　所
請求者　商 号 又は 名 称
氏名又は代表者名　　㊞

振込先銀行　　銀行　　支店
普　通　・　当　座
口 座 番 号

口　座　名

（様式５）

令和　　年　　月　　日

平川市長　工　藤　貴　弘　様

住所

氏名

入札保証金充当依頼書

￥　　円

物品売買契約における残骨灰の売買代金の一部に入札保証金を充当してください。

（様式６）

令和　　年　　月　　日

平川市長　工　藤　貴　弘　様

住所

氏名

契約保証金充当依頼書

￥　　円

物品売買契約における残骨灰の売買代金の一部に契約保証金を充当してください。

（様式７）

物　品　売　買　契　約　書　案

平川市長　工藤　貴弘（以下「甲」という。）と○○　○○（以下「乙」という。）において、次の条項により物品売買契約を締結する。

（売買物件）
第１条　甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買い受けた。
（１）件　名　　残骨灰
（２）数　量　　８８２体
（３）規格等　　別紙売却物件資料のとおり
（４）その他　　別紙売却物件資料のとおり

（売買代金）
第２条　売買物件の売買代金は、○○○，○○○円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

（契約保証金）
第３条　乙は、この契約を締結する前までに、契約金額の１０分の１以上の金額の契約保証金を納付するものとする。
２　乙は、契約保証金の一部又は全部を売買代金に充当することができる。この場合、乙は、甲へ契約保証金充当依頼書を提出するものとする。
３　乙は、売買代金を契約日と同日に納付する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

（売買代金の納付方法及び納期限等）
第４条　乙は、売買代金を公の発行する納入通知書により、令和８年○月○日までに納付しなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）
第５条　所有権の移転は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。
２　乙は、売買代金を完納した日から１４日以内に名義変更の手続きを行うものとする。
３　売買物件の引渡しは前項の手続きを終えたのちに行うものとし、引渡場所は市役所本庁舎車庫とする。

（危険負担）
第６条　乙は、本契約締結のときからこの売買物件の引渡しのときまでにおいて、売買物件が甲の責に帰することができない理由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失を負担するものとする。

（契約不適合責任）
第７条　乙は、売買物件の引き渡し前において、売買物件の品質等がこの契約の内容に適合しないものを発見したとき、その不適合が甲の責めに帰すことが明らかである場合は、相当の期間を定めてその売買物件の修補を請求することができる。
２　乙は、売買物件の引き渡し後、売買物件の品質等がこの契約の内容に適合しないものを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又はこの契約を解除することができないものとする。

（売買物件の譲渡等の制限）
第８条　乙は、甲から乙へと所有権が移転し、名義変更の手続きが完了する前に甲の承認を得ないで第三者に譲渡、交換、又は貸付けしてはならない。

（公序良俗に反する使用等の禁止）
第９条　乙は、落札者は、契約締結の日から１０年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供してはならない。また、これらの用に供させることを知りながら、第三者に所有権を移転し、又は売却物件を第三者に貸すことをしてはならない。
２　甲は、前項に係る状況把握のため、必要があると認めるときは、実地調査の実施、又は乙の報告若しくは資料の提出を求めることができる。
３　乙は、正当な理由なく、甲の実地調査、又は報告若しくは資料の提出を拒んではならない。

（契約の解除）
第１０条　甲又は乙は、相手方が本契約にかかる債務の履行を怠ったとき（債務不履行の内容が軽微である場合を含む。）は、相当の期間を定めて催告をした上、本契約を解除することができる。
２　甲は、乙がこの契約を履行することができないと判断できる場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

（違約金）
第１１条　甲は、前条の規定により、乙の正当な理由なくこの契約を解除したときは、契約金額の１０分の１に相当する金額を違約金として請求することができる。
２　乙は、前項の規定により違約金を請求されたときは、契約保証金をその違約金の一部又は全部に充当することができる。

（損害賠償）
第１２条　第１０条の規定によりこの契約を解除したとき、又は乙がこの契約の定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合において、前条の違約金の額を超えて損害が生じたときは、乙はその超えた金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

（契約保証金の還付）
第１３条　乙がこの契約を履行したとき、又は甲の都合により契約を解除したとき、契約保証金は乙に還付するものとする。ただし、契約保証金を売買代金の支払いに充当したときはこの限りではない。

（遅延利息の徴収等）
第１４条　甲は、乙がその責めに帰する理由によりこの契約に基づく売買代金、違約金、又は損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その遅延日数に応じ、契約金額（第９条の規定による引渡部分があるときは、当該部分に係る契約金相当額を控除した金額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第８条第１項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率(以下「遅延利率」という。)を乗じて計算して得た金額を遅延利息として徴収する。この場合において、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（費用の負担）
第１５条　この契約の締結及び名義変更に要する費用は、乙の負担とする。

（協議事項）
第１６条　この契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合については、甲乙協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）
第１７条　本契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和８年１２月〇日

売主（甲）住　所　　青森県平川市柏木町藤山２５番地６

氏　名　　平川市長　工　藤　貴　弘

買主（乙）住　所

氏　名